

会

議

午前10時 0分開議

議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

報第5号～報第7号の上程・説明・質疑

議長（竹内清二君） 日程により、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第7号 平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（井上 均君） それでは、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の1ページをお開きください。

初めに、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

1ページ目のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項におきまして、翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは2ページ、3ページの平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

繰り越しをいたしました事業は3件で、年度内完了の見込みがつかず、平成29年3月議会におきまして補正予算で議決をいただいたもので、3件とも繰越額は議決をいただいた金額

と同一でございます。

1 件目、住民基本台帳ネットワーク事務は、個人番号カード交付事業費補助金で、マイナンバーカード発行枚数が想定枚数に達せず、また財源となります国庫支出金が国庫債務負担行為となったことから、繰越額は議決をいただいた金額と同一の182万4,000円を繰り越したものでございます。

2 件目、下田地区漁港機能保全整備事業は、下田漁港（吉佐美漁港）機能保全整備工事で、年度内完了の見込みがつかず、繰越額は議決をいただきました額と同一の1,230万円です。

なお、本事業は平成29年5月29日に完了しているものでございます。

3 件目、耐震改修支援事業は、義務化耐震計画事業補助金1件で、市内宿泊施設の耐震補強設計事業について年度内完了の見込みがつかず、繰越額は議決をいただきました額と同一の600万円で、事業は平成29年9月30日の完成を予定しているものでございます。

以上、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿の4ページをお開きください。

報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

4ページのかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは5ページ、6ページの平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

繰り越しをいたしましたのは1件で、下水道施設等更新事業でございます。本事業は、赤間マンホールポンプ改築・更新工事及び武ガ浜ポンプ場附帯設備改築工事の工事としては2件で、年度内完了の見込みがつかず、平成29年3月議会におきまして議決をいただいたもので、繰越額は議決をいただきました金額と同一の3,000万円で、事業の完成予定は、赤間マンホールポンプ改築・更新工事関係が9月29日ごろ、武ガ浜ポンプ場附帯設備改築工事につきましては、12月中旬を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（竹内清二君） 上下水道課長。

上下水道課長（鈴木光男君） それでは、報第7号 平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の7ページをお開きください。

7ページのかがみでございますが、地方公営企業法第26条第3項に規定されています繰越額の使用に関する計画についてご報告申し上げますのでございます。

なお、地方公営企業では、予算に定めた建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合は繰り越して使用することができ、事前に予算補正が必要な一般会計等と異なる取り扱いが地方公営企業法第26条第1項に規定されております。

それでは、8ページ、9ページの平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

款、項、事業名は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名が改良工事事業でございます。予算計上額が2億3,391万9,000円です。平成28年度中の支払い義務発生額が1億8,173万3,092円で、3,107万6,000円を今年度に繰り越して使用するものでございます。財源としましては、県補助金が615万4,000円、企業債が1,980万円、当年度損益勘定留保資金512万2,000円を充てるものです。結果としまして、不用額2,110万9,908円を計上します。

工事につきましては、平成28年度吉佐美地区の配水管改良工事2件で、地権者との調整、それから関係機関との調整に日数を要したためでございます。工事の完成は、6月23日を予定するものでございます。

以上、報第7号 平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局からの説明は終わりました。

それでは、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 平成28年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 平成28年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第7号 平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第7号 平成28年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

議第34号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（竹内清二君） 次に、日程により、議第34号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、増田 清議員の退席を求めます。

〔11番 増田 清君退席〕

議長（竹内清二君） 当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（土屋徳幸君） それでは、議第34号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

まず、本議案提出の根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、議員選出の監査委員の選任につき議会の同意を求めるというもので、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものであります。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任されておりました監査委員より本年5月31日付をもちまして一身上の都合により退職願が提出されたため、地方自治法第198条の規定により、市長がこれを承認し、議員のうちから新たに監査委員を選任したいというものでございます。

次に、選任したい方でございますが、下田市大賀茂1275番地10にお住いの増田 清さんで、生年月日は昭和21年9月26日の70歳であります。

増田さんの主な公職歴でございますが、平成11年4月に下田市市議会議員に初当選以来、現在で5期目でございます。この間、平成13年5月10日から平成15年4月29日まで厚生経済委員会委員長、平成15年5月12日から平成17年5月11日まで総務文教委員会委員長及び議会運営委員会副委員長、平成16年12月16日から平成17年12月16日まで行財政改革特別委員会委員長、平成19年5月11日から平成23年4月29日まで下田市議会議長、平成27年5月12日から平成29年5月12日まで議会運営委員会委員長をそれぞれ歴任され、平成29年5月12日から産業厚生委員会副委員長の要職に就任されております。

また、平成23年6月24日から平成25年5月31日まで議会選出の下田市監査委員、平成12年9月市議会定例会の決算審査特別委員会副委員長、平成25年9月市議会定例会の決算審査特別委員会委員長を歴任されており、ただいま申し上げた公職歴からも監査委員として適任の方でございます。

以上のことから、増田 清さんを議員のうちから選任する監査委員としてぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで増田 清議員の入場をお願いいたします。

〔 1 1 番 増田 清君入場 〕

議第 3 5 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第35号 市有財産（建物）の譲与についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、滝内久生議員の退席を求めます。

〔 4 番 滝内久生君退席 〕

議長（竹内清二君） 当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（高野茂章君） それでは、議第35号 市有財産（建物）の譲与についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお願いします。

市有財産であります旧第5分団第1部柿崎消防団詰所を柿崎区に譲与したいので、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在は、下田市柿崎81番5地先でございます。

譲与する財産は、昨年度まで使用してまいりました旧第5分団第1部柿崎消防団詰所の建物でございます。構造につきましては、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て、床面積は1階が30.84平方メートル、2階が30.84平方メートルでございます。昭和49年に建築した建物でございます。

譲与の相手方としましては、柿崎区でございます。現在柿崎区は、法人格を有しておりませんので、区民に続き区の代表者であります区長様のお名前を記載してございます。

提案理由につきましては、市有財産であります旧第5分団第1部の柿崎消防団詰所を柿崎防災倉庫として譲与するためでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第35号 市有財産（建物）の譲与についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 下田港に面しておりますこの柿崎の消防詰所だと思いましたが、そこを柿崎区の防災倉庫にするということですが、防災倉庫としての使い方というのは、具体的にはどういうものを倉庫として使われる予定になっているのかお尋ねをしたいと思えます。

恐らく津波等の対策から、ここの場所の危険性等々を想定せざるを得ないのではないかと思いますから、そういう点からいって、防災倉庫として譲渡することは内容的にどうなのかというのは疑問を持たざるを得ないと思うんですが、そこら辺はどのように理解をしているのか、区民の方々はどのような形でこれを譲渡を受けようとしているのか、そこら辺を改めてお尋ねしたいと思えます。

議長（竹内清二君） 防災安全課長。

防災安全課長（高野茂章君） 防災倉庫につきましては津波浸水域なんですけど、土砂災害とかそういういろいろな災害の種類がありますので、防災備品、スコップとか消防団に置いてあるようなものに似ているんですが、自主防災会で持っているようなものを常に置いていくというような形になるかと思えます。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 災害用の備品であるとか工事用のスコップとかテントとか、あるいは水であるとか乾パンであるとか、そういうものもここに保管をするということになるんでしょうか。それともそういうものは全く置かずに、今言ったその他の発電機であるとかあるいはスコップであるとかテントであるとか、具体的にはどういうものを倉庫として使う予定になっているのか、明らかであればご回答いただきたいと思えます。

議長（竹内清二君） 防災安全課長。

防災安全課長（高野茂章君） 食料云々については、柿崎区とはまだ詳細な打ち合わせはしておりませんが、防災備品という形になっております。先ほど言いました発電機とかそういうものも置かれると思えます。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで滝内久生議員の入場をお願いいたします。

〔 4 番 滝内久生君入場 〕

議第 3 6 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） それでは、議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の12ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、半島振興法の趣旨に基づき下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

それでは、条例制定の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数でございますが条例改正関係等説明資料の1ページをお開き願います。

制定の趣旨でございますが、固定資産税の不均一課税を実施し、本市の半島振興対策実施地域における企業の立地促進などを推進し、本市の経済の活性化と雇用機会の創出を図るため条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容でございますが、不均一課税の対象となる地域となります半島振興対策実施地域とは、半島振興法第2条第1項に規定する、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域で、具体的には下田市、伊豆市、沼津市の3市及び賀茂郡5町の伊豆中南部地域でございます。下田市は全域が半島振興対策実施地域に指定されており、平成29年4月24日付で下田市産業振興促進計画が認定されたことにより、下田市全域が本条例案の対象地域となります。

不均一課税の対象となる業種及び資産等につきましては、製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業でございまして、これらの業種のものが下田市内において対象となる事業の用に供する設備を新增設した場合、機械・装置、建物・附属設備等、その建物に

係る土地が対象となります。

不均一課税の期間につきましては、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後3年度を対象とするもので、下田市税賦課徴収条例第62条に定めがあります固定資産税の税率100分の1.4を初年度100分の0.14、第2年度100分の0.35、第3年度100分の0.7とするものでございます。この税率軽減措置によります減収額につきましては、半島振興法第17条に基づき、基準財政収入額となるべき額から控除した額とされることから、4分の3が普通交付税で補填されるものでございます。

次に、制定内容をご説明申し上げますので、説明資料の2ページをお開き願います。

第1条は、この条例の目的を定めたもので、地方税法及び半島振興法に基づき、固定資産税の不均一課税を実施するため必要な事項を定めることを本条例の趣旨とし、本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることといたしました。

7ページをお開きください。

第2条は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において特別償却設備を新設し、または増設したものに対する固定資産税の不均一課税の期間及び税率を規定しております。

第3条は、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする場合の手續を定めるものでございます。

第4条は、不均一課税の要件を欠くこととなった場合や虚偽の申告等に対し、不均一課税の取り消しを定めるもの。

8ページをお開きください。

第5条は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定めることができる旨を規定するものでございます。

附則でございますが、施行期日は公布の日とするものでございます。

なお、不均一課税の適用は、条例の規定により平成29年4月1日からとなります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第36号 下田市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局からの説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第37号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） それでは、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の15ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、過疎地域における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

それでは、条例制定の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の9ページをお開き願います。

制定の趣旨でございますが、固定資産税の課税免除を実施し、本市の過疎地域における企業の立地促進等を推進し、本市の経済の活性化と雇用機会の創出を図るため条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容等でございますが、課税免除の対象となる地域となります過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する人口要件に該当し、かつ財政力要件に該当する市町村の区域に下田市が該当したことにより、下田市全域となります。

課税免除の対象となる業種及び資産等につきましては、製造業、旅館業、農林水産物等販売業でございまして、これらの業種のものが下市内において対象となる事業の用に供する設備を新增設し、その取得価額の合計が2,700万円を超える場合、機械・装置、建物・附属設備、その建物に係る土地が対象となります。

課税免除の期間につきましては、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後3年度を対象とするもので、下田市税賦課徴収条例第62条に定めがあります固定資産税の税率100分の1.4を免除するものでございます。

この課税免除によります減収額につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づき、基準財政収入額となるべき額から控除した額とされていることから、4分の3が普通交付税で補填されるものでございます。

次に、制定内容をご説明申し上げますので、説明資料の10ページをお開きください。

第1条は、この条例の目的を定めたもので、地方税法及び過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、固定資産税の課税免除を実施するため必要な事項を定めることを本条例の趣旨とし、本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることといたしました。

14ページをお開きください。

第2条は、過疎地域内において特別償却設備を新設し、または増設したものに対する固定資産税の課税免除の期間を規定しております。

15ページをお開きください。

第3条は、固定資産税の課税免除の適用を受けようとする場合の手続を定めるものでございます。

第4条は、課税免除の要件を欠くこととなった場合や虚偽の申告等に対し、課税免除の取り消しを定めるもの。

第5条は、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定めることができる旨を規定するものでございます。

16ページをお開きください。

附則でございますが、施行期日は公布の日とするものでございます。

なお、課税免除の適用は、条例の規定により平成29年4月1日からとなります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第37号 下田市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 2点ほどお尋ねしたいんですが、まず、今の過疎地域に伴う固定資産税の特例と半島振興法の特例2つ出たんですが、これは2つを同時に適用されるということというのはあるんですか。要するに、ダブルの減額があるかどうかという話。

もう1つは、業種が限られているんですけども、これは下田市のほうで業種をこれに限ったのか、もとの法律で業種がこれに特定されているのか。

以上2点、お尋ねします。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 2つ同時に使えるかというご質問でございますが、事業者のほうでどちらを選択するか、選択になりまして、2つ同時には利用できないこととなっております。

それからあと、業種の規定の件ですが、こちらにつきましては法に規定されている業種になりますので、下田市のほうでこの業種を選択したというものではございません。

以上でございます。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第37号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） それでは、議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の18ページをお開き願います。

議第38号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙19ページのとおり制定するものでございます。

この条例改正は、高齢者生きがいプラザ施設廃止に伴う代替機能及び総合福祉会館利用者が一層利用しやすい施設とするため、新たに会議室等を設けるに当たり、貸し館機能の一部変更が生じるための改正でございます。提案理由は、下田市総合福祉会館の改修により施設の利用区分に変更が生じるためでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数でございますが、資料の17、18ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側17ページが改正前、右側18ページが改正後でアンダーラインが引いてあるところが改正箇所でございます。

別表中、「共用娯楽室」を「共用娯楽室1」、「共用娯楽室2」、「会議室」とし、利用

時間を「半日」と「1日」から「午前」、「午後」、「1日」とし、共用娯楽室1、共用娯楽室2、会議室とも利用料金を午前1,020円、午後1,020円、1日2,040円とするものでございます。19ページに改修前、20ページに改修後の平面図を添付してございます。

利用料につきましては、総合福祉会館は老人福祉法に基づき、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設であることから、ほかの施設と比べ利用料金は低額となっております。

また、廃止された高齢者生きがいプラザの会議室及び老人憩いの家の利用料も同額であることから、現在の利用料をそのまま適用することといたしました。利用料については、利用人数にかかわらず1室を半日または1日利用した場合の料金設定となっております。

なお、総合福祉会館は60歳以上の方や障害者の方及びその介護者の方などの優先利用が認められており、現状ではそのほかボランティア協会登録団体など利用する団体全てが減免対象となっていることから、利用収入が発生した事例はなく、1室利用のみならず2室を同時に1室として利用した場合、あるいは3室を同時に利用した場合でも実際に利用者にとって利用負担が増すことはないと思われまます。21ページから22ページに、下田市公共料金等審議会の答申の写しを添付してございます。

今回の条例改正につきまして、5月8日に諮問をし、協議を行い、5月30日に答申を受けたものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の19ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の別表の規定は共用娯楽室1、共用娯楽室2、及び会議室の共用開始の日以後に利用するものについて適用するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第38号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） これによって老人福祉センターの利用は高まるんだろうと思います。また高まるために今回つくるわけなんです、そこで質問なんです、老人福祉センターの場合、駐車場がないんですよね。したがって、利用者はほとんどが車で来ることが想定

されるんですが、駐車場対策というのは何か考えておられますか。

議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） 駐車場対策のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

ご存じのとおり、福社会館の設置場所は限られた敷地のため、駐車場につきましては大変苦慮しているところでございます。高齢者生きがいプラザの代替機能が福社会館に来ることによる駐車場利用の増加についてでございますが、高齢者生きがいプラザが廃止される以前の過去5年間の利用実績をもとに5年間の平均値から推計いたしまして、グループ1件の利用により3.9台、約4台の増加と試算いたしました。しかし、これはあくまでも机上の数字でございます。今現在、どれだけの台数が駐車場を利用しているのか、また、この改修によりましてどれだけの増加がするのかということが、現時点では不明でございます。

ですので、今年度につきましては、調査をいたしまして必要な台数を把握し、今後限られた敷地を効率的に利用できるように検討していきたいと考えております。今年度につきましては、既に年度当初に生涯学習課と協議を行いまして、ご協力を得まして、市民文化会館駐車場を有効的に利用させていただくことになっております。

今後につきましては、調査した結果を踏まえまして関係各課とお諮りいたしまして検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） わかりました。なかなかあの敷地の中で駐車場の確保は難しいと思うんですね。文化会館も大ホールを使うときはかなりいっぱいになるんだけれども、常時いっぱいになっているわけではないし、道路のところは今駐車場として使っていない状態に常時あるわけですね。その辺も含めて福祉事務所だけではなく、市役所全体として今回の駐車場問題を、特に社協絡みですかね、福社会館は今委託をやっているじゃないですか、振興公社か、振興公社とよく話し合って駐車場の確保に万全を期していただきたいという要望で終わります。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） 伊藤議員の続きみたいになっちゃいますけれども、福祉事務所長は、これからの利用状況によって、ほかの課といろいろ検討していきたいというふうにおっしゃ

っておりますけれども、検討が本当に、検討した結果、例えば駐車場が増える検討ができるのかどうかということなんですよ。やっぱり大胆に、文化会館の入り口を例えば思い切って平らにしてそういうところを使わせてもらうとか、大胆にやらないとあそこ面積決まっていますし、今どうなっているのかというのは、皆さん十分ご承知なわけじゃないですか。ですから、本当に大胆に使わせてもらうための大改修的なことを、あの周辺やらないと増えないと思うんですよ。裏の山を開くなんて話じゃないわけですからね。だから、その辺で実際にやれる話ができるのかどうかということについてはどうですか、福祉事務所長。

議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（土屋悦子君） 引き続き、駐車場のことについてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も見てまいりましたけれども確かに敷地が大変狭くてですね、それと生涯学習課、文化会館と隣接しております。なおかつ道路前のところですが、福祉会館直前の敷地の道路前ですけれども、オブジェ等もございまして、あと植栽されているものもございまして。そういったことで、非常にあそこは難しいところだと感じております。

そういう意味では、いろんな関係各課とお話ししなければ、とても福祉事務所1課だけで決められるところではないと存じております。今年度につきましては、今まで申しわけないことに、今福祉会館でどれだけの台数が本当にとまっているのか、お客様がお見えになってですね、今でも文化会館の駐車場を利用させていただいているんですけども、どれだけが本当に実際使っているのか。この工事につきまして、先ほど推計4台と申し上げましたけれども、どれだけふえるのか、これはまだ本当に数字として出ておりません。

ですので、今年度につきましては、統計をとりまして本当にどれだけのものが必要なのか、福祉会館、福祉協議会に指定管理をお願いしているところがございますが、そこを生かすためにも、本当に市民の利用に応えるためにもどうしたらいいのかというのを関係各課とそういったデータをもとにしましてお話し、よい方向に何とかご協力いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） こういうふうにご利用しやすくなって、思うにカラオケなんかでも大変人気があるみたいですが、そういう元気のいい方だけではなくて、やはり大変な思いで来る関係の方は当然いますし、見ていると本当にそういう車が入りにくくて、玄関も改修するということで入りやすくなるみたいなんですけれども、本当に大変な方が使いやすくす

るためには、やっぱりもう入り口、駐車場から大きく変えていかなければならないなというふうに日々見ていると思うわけなんです。ですから、その辺も十分検討して福祉事務所長にはちょっと強めに頑張ってもらいたいということで、質問を終わります。

議長（竹内清二君） 市長。

市長（福井祐輔君） 総合福祉会館の駐車場に関しましては、市当局としても検討したんですけれども、福祉会館のつくりが文化会館と同時につくったものなんですけれども、設計上文化会館に徒歩で入る道路がありますよね、両端に固定物があって。それをなかなか、車をそこを通すというの、今通っているんですけれども、歩行者と車が同時になって非常に安全上かなり心配するような場面もあるというふうに思っております、また右側の八幡様のほうの空き地なんですけれども、そこも福祉会館そのもののデイサービスなんかの車の駐車場になっておまして、なかなかそういう福祉会館独自の駐車場、お客様の駐車場というのを独自に準備できるというのは非常に難しいというふうな結論を今出しております、今、最低限の措置として文化会館の駐車場を臨時に使わせていただけるということを調整をしながらやっているんですけれども、文化会館も有料で行事をやる時には、やはりなかなかお金を払って駐車して中に入って行く人たちの権利を奪うわけにいかないということで、非常に難しい状況でございます。またこれからも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（竹内清二君） 副市長。

副市長（土屋徳幸君） ただいま市長のほうからも駐車場の関係についてご説明申し上げましたが、当初、昨年ですか、この計画が持ち上がったときに具体的に駐車場をどうするかという計画を見せていただいたんですが、現実的にあそこを使っている大半が、やむを得ないといえやむを得ないんでしょうが、デイサービス等の対応をする臨時職員のケアマネジャーの駐車場に使っているのが実態だというふうに伺っております。いわゆる利用者よりも、むしろケアマネジャー等の職員の駐車場に使っているのが大半だというふうにも伺っておりますので、その辺の使用の仕方も今後精査しながら、本来であれば利用者を優先に使うような形で対応しなければいけないと思っておりますので、関係各課と調整しながら検討していきたいと、そのように考えております。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第39号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開き願います。

議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙21ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、国の改正どおり改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の23ページをお開き願います。

今回の改正は軽減判定所得を引き上げるもので、5割軽減につきましては、現行33万円にプラス26万5,000円掛ける被保険者数の26万5,000円を27万円に改め、2割軽減につきましては、33万円足す48万円掛ける被保険者数の48万円を49万円に改めるものでございます。物価上昇の影響で軽減を受けている世帯が縮小しないよう、判定所得の拡充を行うものでございます。これに伴う影響額でございますが、下段の表の記載のとおり5月現在では合計で22人14世帯で、50万円の減額となる見込みでございます。

なお、26ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申の写しを添付してございます。

今回の条例改正につきましては、5月10日に諮問をし、協議を行い、5月25日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、資料の24、25ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万

円」に改めるものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の21ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第39号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） この条例の改正そのものは理解をするものでありますけれども、この説明資料の26ページに国民健康保険運営協議会の答申書の中に、要望事項として国民健康保険税滞納分の解消について収納率向上という形で一定の成果は認めるが、税負担の公平性及び国保財政の健全化のために、滞納繰り越し分の解消にさらなる努力を継続されたいという要望が出てはいるんですが、この滞納分の実態がどのくらいあるのか、そしてそれに対する対策というのは具体的に何か考えていれば教えてください。

議長（竹内清二君） 税務課長。

税務課長（日吉由起美君） すみません、平成29年度5月が今締まったところでして、最終的な集計をしているところですが、国民健康保険税の収納状況につきましては、収納率につきましては、今、賀茂での取り組みもございまして、昨年度に比して収納率のほうは上がっている状態になっております。現年度分につきましては、収納率が前年度が89.53%に対しまして28年度決算につきましては91.13%、1.60ポイントの上昇となっております。また滞納分につきましては、昨年度の実績が19.22%、本年度の実績が24.44%で5.22ポイントの上昇となっております。

結果的に金額ですけれども、現年度の調定につきましては7億2,000万強となっております。滞納の28年度の当初の調定につきましては、3億7,900万円。結果的に翌年度の繰越額が本年度決算時におきましては、2億4,700万円に減少する見込みとなっております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（竹内清二君） 税務課長。

税務課長（日吉由起美君） 対策につきましては、本年度、賀茂での取り組みと同時に税務課のほうでも滞納努力をしております、例えば催告書の発行ですとか、それから滞納処分について預金の調査をしたり生命保険の調査をしまして、差し押さえ・換価処分というようなこともやっております。

また、国民健康保険につきましては、保険証の短期証ですとか資格証を発行する、更新の時期に滞納のある方を呼び出して納付を促したりとか、そのようなこともしております。また、夜間の納税相談ですとか口座振替の推進ということもやっております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 私の聞き間違いだと思うんですけども、収納率について前年が85.3%でそれが91.3%に収納率が上がったと。滞納率のほうは19.22%が24.4%に上がったって、収納率と滞納率両方が上がったというのは意味がちょっとよくわからないんですけども、収納率が上がれば滞納が減るんじゃないかと思うんですけども。

議長（竹内清二君） 税務課長。

税務課長（日吉由起美君） すみません、今の説明は、現年度課税分の収納率につきまして、28年度分として係るものにつきまして89.5%から91.1%になったということです。それから、滞納繰り越し分として、過去からありますものの収納率が19.2%から24.4%に上がったということで、どちらも収納率のほうは上昇しているということでございます。

以上でございます。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

4番 滝内久生君。

4番（滝内久生君） 伊藤議員にちょっと関連するんですけども、結局、賀茂で全体で滞納をなくそうということでその効果があらわれているということは大変よろしいかと思いますが、今職員を派遣しているわけですね。そのノウハウが蓄積された職員を、じゃ戻ってきました、徴収関係ではなくほかの関係のないところにいきなり異動させるということが現実にあるのかないのか、教えてください。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） あるかないかというお話ですと、ございます。

議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

4番（滝内久生君） 若手の職員はいろんな課を経験させるというのは基本なんですけれども、今それを言っている場合ではないような、税務関係とかいろんなところがありますので、その辺はある一定年齢以上になったら、別に5年でも私はいいという考えを持っているんですけれども、せっかくノウハウを生かしますなんて言っている先からどんどん異動させて全然関係ないこの事務所に来たり、そういうことをしないように特に配慮を副市長、よろしくをお願いします。終わります。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間の休憩に入ります。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第40号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（高野茂章君） それでは、議案件名簿の22ページをお開き願います。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のページの23、24ページのとおり改正するものでございます。

初めに、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族加算額及び加算対象区分の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料27ページをお開き願います。

改正概要ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令における損害補償

の扶養親族加算額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当支給額をもとにしております。給与法の改正により平成29年度以降、扶養手当支給額が改定されることとなったことに伴い、基準政令に定める扶養親族加算額も改正されるため、説明資料1の加算額の表のとおりでございますが、対象区分の第1号を433円から333円、第2号を217円から267円、第2号のうち、第1号に該当する者がいない場合は367円から333円に、第3号から第6号については、第1号及び第2号に該当する者がいない場合に300円に改正するものでございます。

次に、改正内容につきましては、28、29ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例補償基礎額の第5条第2項第1号及び第2号は、字句を修正するもの、第5条第3項は字句の修正と27ページ記載の説明資料1の表に記載された加算額の改正を行うものでございます。

また、第3項第2号は、加算対象者を22歳までの子及び孫だったものを切り離し、第2号を子に限定し、第3号を号立てし、孫の区分を追加するものでございます。

第4号から第6号は号ずれによるものでございます。第4項については、字句の修正するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページに戻っていただき、附則となりますが第1項の施行期日は公布の日から施行し、平成29年4月1日より適用するものでございます。

経過措置の第2項でございますが、改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行日以降に支給すべき事由の損害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた施行日以後の期間に係る傷害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるというものでございます。

次のページの24ページをお願いいたします。

経過措置の第3項は、扶養親族のうち22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなすものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第40号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほ

ど、よろしく願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（鈴木光男君） 議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案件名簿の25ページをお開きください。

平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金 1億3,711万9,404円の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成28年度下田市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金について、資本金への組み入れ及び減債積立金への積み立てを行うためでございます。

説明資料の30ページをお開きください。

未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。

平成28年度下田市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、一番上の欄が当年度末残高です。資本金は25億6,263万798円で、資本剰余金は144万4,400円です。また、未処分利益剰余金につきましては1億3,711万9,404円で、全額を議会の議決による処分額とすることを提案させていただくもので、内訳として、資金的収支の補填財源に使用しました減債積立金の取り崩し額5,875万7,569円を資本金へ組み入れ、当年度純利益の7,836万1,835円を減債積立金への積み立てとするものです。

処分後の残高といたしまして、資本金は26億2,138万8,367円となります。

なお、資本金への組み入れにつきましては、平成26年度からの会計基準の見直しにより、組入資本制度により義務であったものが廃止されたため、議決によって組み入れる処分をす

るものでございます。また、減債積立金に積み立てる目的につきましては、当年度純利益相当額を次年度以降の企業債償還に充て、財政の健全性を確保するためのものでございます。

31ページをお開きください。

平成28年度下田市水道事業損益計算書でございます。

一番下に当年度未処分利益剰余金が1億3,711万9,404円とあります。これは当年度純利益の7,836万1,835円とその他未処分利益剰余金変動額5,875万7,569円の合計額となります。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第41号 平成28年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第42号及び議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（井上 均君） それでは、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）及び議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括してご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正、6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないもの、国県補助採択されたもの及び平成28年度ふるさと納税の寄附2億415万5,000円のうち、28年度に基金積み立てができなかった1,648万円の補正予算要

求の指示をしたところであり、査定のほうもこの方針により行わせていただきました。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,555万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,959万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから5ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、第2条、地方債の補正は「第2表 地方債補正」による変更で、補正予算書の6ページをお開きください。

補正予算の変更は1件でございます。起債の目的は都市再生整備計画事業で、限度額860万円を930万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げますので、あさぎ色の補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

まず、2ページ、3ページをお開きください。

一般会計歳入からでございます。

総務課関係、18款1項1目1節繰越金3,500万円の増額は、今回の補正財源とするもの、20款1項3目3節都市計画債70万円の増額は、国庫補助内示により都市再生整備計画事業の市道立野お吉ヶ淵線修景舗装工事が増額採択されたため、財源となる地方債の変更をするものでございます。

防災安全課関係、19款4項4目20節雑入130万円の増額は、地域防災組織及び消防団育成に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、14款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金37万5,000円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額財源として受け入れるものでございます。

産業振興課関係、14款2項4目1節県費・農業費補助金は、農業人材強化総合支援事業の要綱改正により、農業次世代人材投資事業に改めるもの、同3節県費・水産業費補助金232万円の増額は、吉佐美漁港小規模局部改良事業が新たに補助採択されたものでございます。

建設課関係、13款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金180万円の増額は、都市再生整備計画事業の市道立野お吉ヶ淵線修景舗装工事が増額採択されたため、同3項4目1節国庫・都市計画費委託金320万円の増額は、伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期の用地取得及び補償等に係る事務委託金を新たに受け入れるもの、14款2項6目4節県費・都市計画費補助金155万円の増額は、下田港横枕線沿道整備土地区画整理事業計画策定業務委託に、都市計画街路事業として補助率4分の1が新たに採択されたもの、19款4項4目20節雑入14万5,000円の増額は、市町村振興協会市町村職員研修事業助成金で、用地交渉研修に係る助成でございます。

学校教育課関係、11款2項1目2節児童福祉費負担金153万8,000円の減額は、放課後児童クラブ利用者負担金に係るひとり親世帯に対する軽減措置の創設及び多子世帯に対する軽減措置拡充に伴う利用者負担額の減額など、13款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金2万4,000円の増額。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

14款2項2目3節県費・児童福祉費補助金68万円の増額のうち、放課後児童対策実施事業2万4,000円及びひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業26万6,000円は、放課後児童クラブ利用者負担金に係るひとり親世帯に対する軽減措置に伴う県補助受け入れ及び待機児童解消特別対策事業39万円の増額は、年度中途のゼロ歳から2歳までの乳幼児の受け入れに対応するため、民間保育所保育士加配に係る県補助の増額でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

統合政策課関係、2款1項8目0240地域振興事業9万6,000円の増額は、市が4月1日付過疎地域指定に伴い、静岡県地域活性化協議会に加入するため負担金を新たに計上、同0241公共交通推進事業150万円の増額は、南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会負担金で、昨年度から静岡県6市町及び交通事業者により、沼津市から下田市まで伊豆半島西海岸を主とした公共交通網形成計画を協議してまいり、あわせて国県補助が採択されたことで伊豆急下田駅や修善寺駅の交通結節点における案内充実などに係る負担金の新設、同20目0405ふるさと応援基金1,134万円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された1億2,657万5,000円のうち、ふるさと応援基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務8万8,000円の増額はA E Dリース料

(長期継続)で、平成19年に傷病者の救命処置に使用するため市役所本館に常設しておりますAED(自動体外式除細動器)の1台の更新及び市役所別館に1台を増設するもの、同9項1目0910電算処理総務事業630万8,000円の増額は、基幹系システムにおける地方税制改正に伴う改正作業が主なもので、補正内容等の欄に記載のとおり、12款1項1目一般会計予備費23万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務58万5,000円の増額は、平成34年11月30日までのアナログ防災行政無線に係る再免許申請業務委託、同0861防災組織育成事業60万円の増額は、自治総合センターコミュニティ助成金採択により、上大沢地区自主防災会の整備するAED、発電機及び投光器に対する補助金、同2目0895防災基金44万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された581万5,000円のうち、防災基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、8款1項2目5810消防団活動推進事業77万8,000円の増額は、自治総合センターコミュニティ助成金採択により、消防団員用防火着12着を購入するものでございます。

福祉事務所関係、3款1項3目1053地域生活支援等事業2万1,000円の増額は、就労移行支援施設で更生訓練を受けることが必要な用具購入の支援費、同7目1150ほのぼの福祉基金103万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された1,109万円のうち、ほのぼの福祉基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同3項10目1730子育て支援基金137万円の増額も、平成28年度ふるさと応援寄附された1,974万5,000円のうち、子育て支援基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

市民保健課関係、3款7項1目1902保険基盤安定繰出金50万円の増額は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡大に係る保険基盤安定繰出金の増額でございます。

環境対策課関係、4款3項5目2382簡易給水施設整備事業13万8,000円の増額は、加増野2・3組簡易給水組合の水源改造要望に対する施設整備事業補助金でございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業は、国の農業人材力強化総合支援事業の要綱改正により農業次世代人材投資資金に改めるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

5款2項1目3353有害鳥獣対策事業190万円の増額は、電気柵やワイヤーメッシュ設置に係る有害獣被害対策の補助について、昨年並みの申請が予想されるため予算を増額確保するもの、同5目3350みどりの基金22万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された

321万5,000円のうち、みどりの基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同3項1目3600あずさ山の家運営管理事業98万3,000円の増額は、真空式温水ヒーターの修繕料、同4項3目3806吉佐美漁港小規模局部改良事業580万円の新設は、吉佐美漁港多々戸防波堤改良工事が県単独補助の助成採択により、新たに延長10メートルを予算化するものでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務13万3,000円の増額は、地域おこし企業人に係る公衆無線LAN環境整備経費、同2目4250観光まちづくり推進事業33万4,000円の増額は、ロイヤルエクスプレスおもてなしに係る謝礼及び夏季納涼花火大会実行委員会に対する補助金の増額、同4252広域観光推進事業17万円の増額は、るるぶキッチンプロモーションに係る負担金、同4253世界一の海づくり事業35万円の増額は、自然体験活動推進協議会の補助金で、多々戸浜で新規開催のジュニアサーフィン大会への支援、同5目4385世界一の海づくり基金78万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された1,660万円のうち、世界一の海づくり基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

建設課関係、7款5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業450万円の増額は、国庫補助の増額内示により市道立野お吉ヶ淵線修景舗装工事を増額するもの、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業49万7,000円の増額は、伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期の用地取得及び補償に係る事務に、国庫委託金について新たに採択されたことによる対象経費を補正するもので、補正内容等の欄に記載のとおり、同3目5200県営街路事業負担事務21万円の増額は、静岡県都市計画街路事業費補助金に新たに採択されたことにより、下田港横枕線沿道整備土地区画整理事業計画策定業務委託を増額補正するもの、同6目5465景観まちづくり基金66万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された1,008万5,000円のうち、景観まちづくり基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業78万円の増額は待機児童解消特別対策事業費補助金で、年度中途のゼロ歳から2歳の乳幼児の受け入れに対応するため、民間保育所保育士加配に係る助成の増額、同6目1452放課後児童対策事業4万9,000円の増額は、放課後児童クラブを利用する児童保護者への情報発信のため、一斉メールシステムを導入するための利用料、9款1項5目6040教育振興基金37万5,000円の増額は、平成28年度ふるさと応援寄附された717万5,000円のうち、教育振興基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同6目6045奨学振興基金24万円の増額も、平成28年度ふるさと応援

援寄附された385万5,000円のうち、奨学振興基金に積み立てられなかった額を今回補正の上、積み立てを行うもの、同4項1目6250幼稚園管理事業130万円の増額は、下田幼稚園照明器具に係る取りかえ修繕料、同7項1目6800小学校給食管理運営事業30万円の増額は給食センター照明設置工事で、給食センター導入路付近の安全対策のため街灯を新設するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

生涯学習課関係、9款5項5目6550公民館管理運営事業134万4,000円の増額は、中央公民館にA E Dをリースで新規整備及び中央公民館1階事務室空調機故障による設置工事、同6目6600図書館管理運営事業4万4,000円の増額も、図書館にA E Dをリースで新規整備するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部改正に伴う低所得者に対する税の軽減措置の拡大及び本算定に係る国民健康保険税等によるものでございます。

あさぎ色、補正予算書の31ページをお開き願います。

平成29年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,207万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の32ページから35ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、あさぎ色の補正予算の概要12、13ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの1款国民健康保険税の増減で合計250万円の増額は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に、保険税の本算定を試

算した結果に基づくもの、3款2項4目1節国庫・国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金907万2,000円の追加は、国民健康保険広域化対応業務委託に対する全額補助、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金50万円の増額は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に、5割・2割軽減対象の減額影響分を、保険基盤安定として一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目8300国民健康保険総務事務907万2,000円の増額は、平成30年度から始まる国民健康保険の広域化に対応するため、静岡県国民健康保険団体連合会とのデータ連携のための基幹系システムの改修業務委託、4款1項2目8440前期高齢者納付金1万6,000円の増額は、社会保険診療支払基金からの確定通知による補正、12款1項1目予備費298万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）から議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 議第42号及び議第43号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第42号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第43号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、17日、18日は休会とし、19日、20日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、21日日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午前11時43分散会